

## 議案第 1 号

関市附属機関設置条例の一部改正について

関市附属機関設置条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成 3 1 年 2 月 1 8 日提出

関市長 尾 関 健 治

提案理由

関市文化振興計画策定委員会を廃止し、関市芸術文化振興推進委員会を設置するため、この条例を定めようとする。

## 関市附属機関設置条例の一部を改正する条例

関市附属機関設置条例（平成25年関市条例第68号）の一部を次のように改正する。

別表教育委員会の附属機関の表中

「

関市文化振興計画策定委員会	文化芸術振興基本法（平成13年法律第148号）第4条の規定に基づく文化振興の理念及び方向を明らかにし、並びにその推進を図る計画を協議し、及び策定すること。
---------------	---

を

」

「

関市芸術文化振興推進委員会	文化芸術基本法（平成13年法律第148号）第37条の規定に基づき、芸術文化の推進に関する重要事項を調査審議すること。
---------------	--

に

」

改める。

### 附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。  
（関市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）
- 2 関市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和42年関市条例第3号）の一部を次のように改正する。

別表中「文化振興計画策定委員会委員」を「芸術文化振興推進委員会委員」に改める。